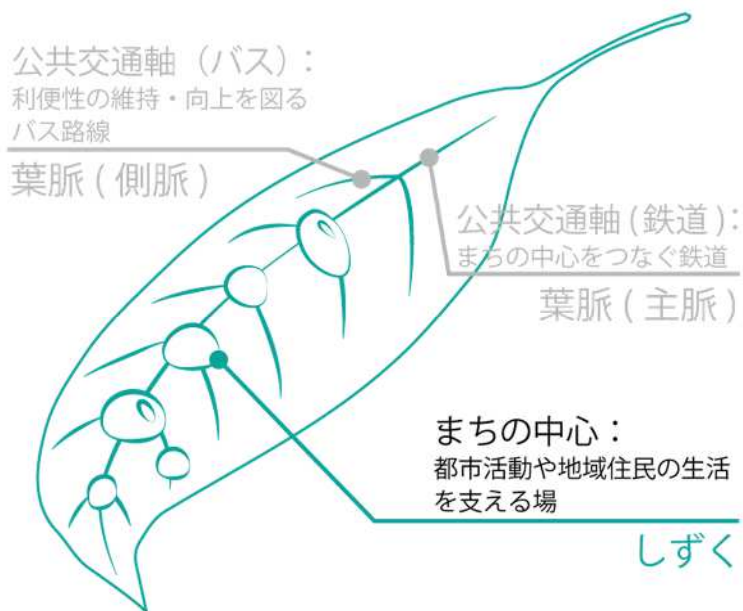


第4章

集約化拠点形成区域と誘導施設

4-1. 集約化拠点形成区域	46
4-2. 誘導施設	57
4-3. 集約化拠点形成のための取組	64

静岡市が目指す「コンパクトなまちづくり」 ≪「お茶っ葉型」の都市構造≫



4-1. 集約化拠点形成区域*

※都市再生特別措置法に規定する「都市機能誘導区域」を「集約化拠点形成区域」とします。

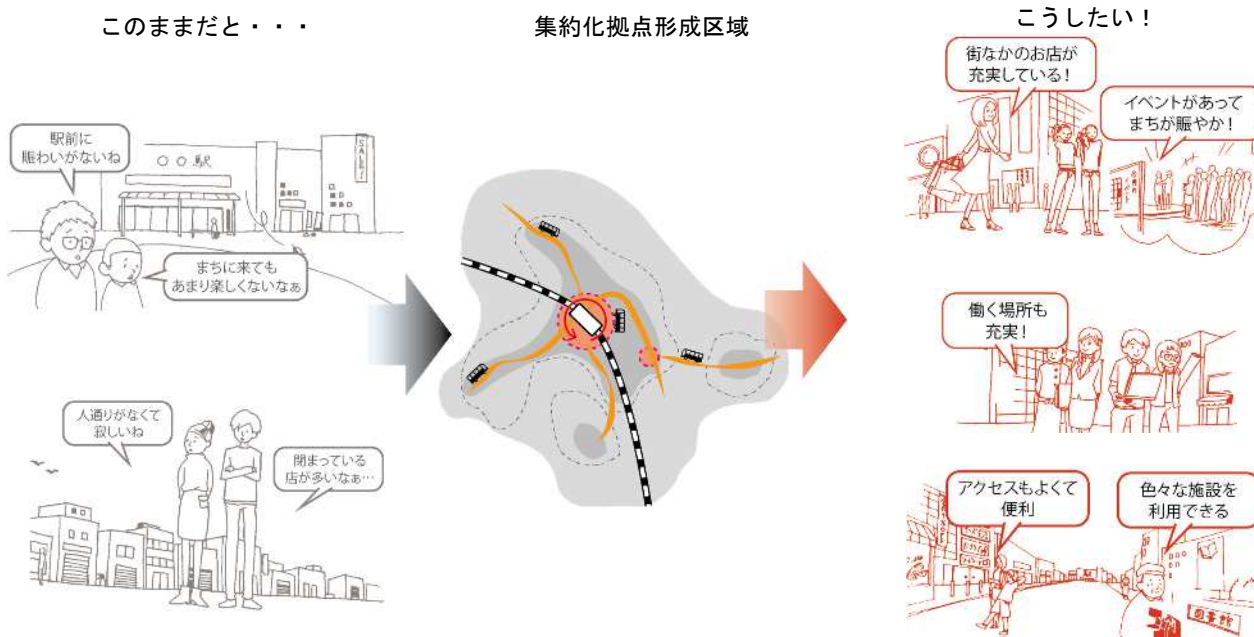
○集約化拠点形成区域とは

医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を誘導し、多くの人が利用しやすい場所となるよう、様々なサービスの充実を図る区域です。

区域設定の意義

必要な施設を公共交通結節点周辺に集積することで、市民の暮らしを便利にすることが必要です。加えて、中心部への人の流れをつくることで、まちのにぎわいが生み出される効果も期待されます。

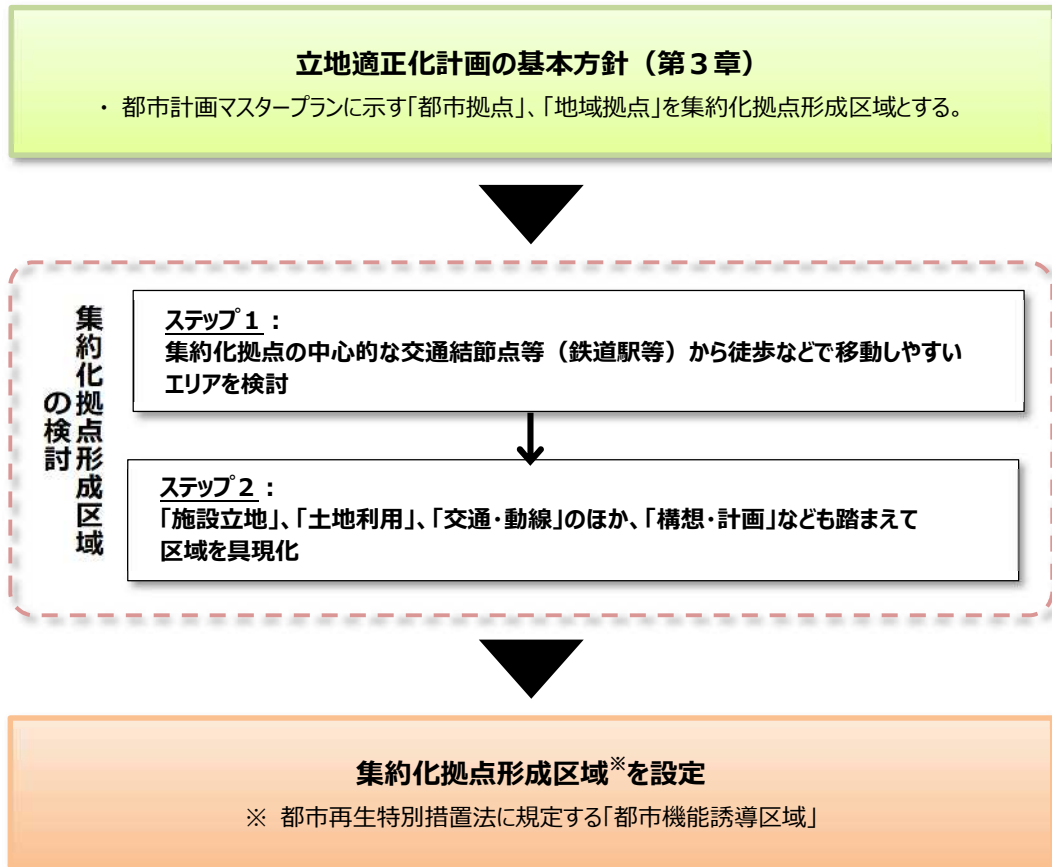
《集約化拠点形成区域内での生活イメージ》



(1) 区域設定の流れ

集約化拠点形成区域は、第3章の基本方針で示した事項を踏まえ、次の流れに沿って設定しました。

《集約化拠点形成区域設定の流れ》

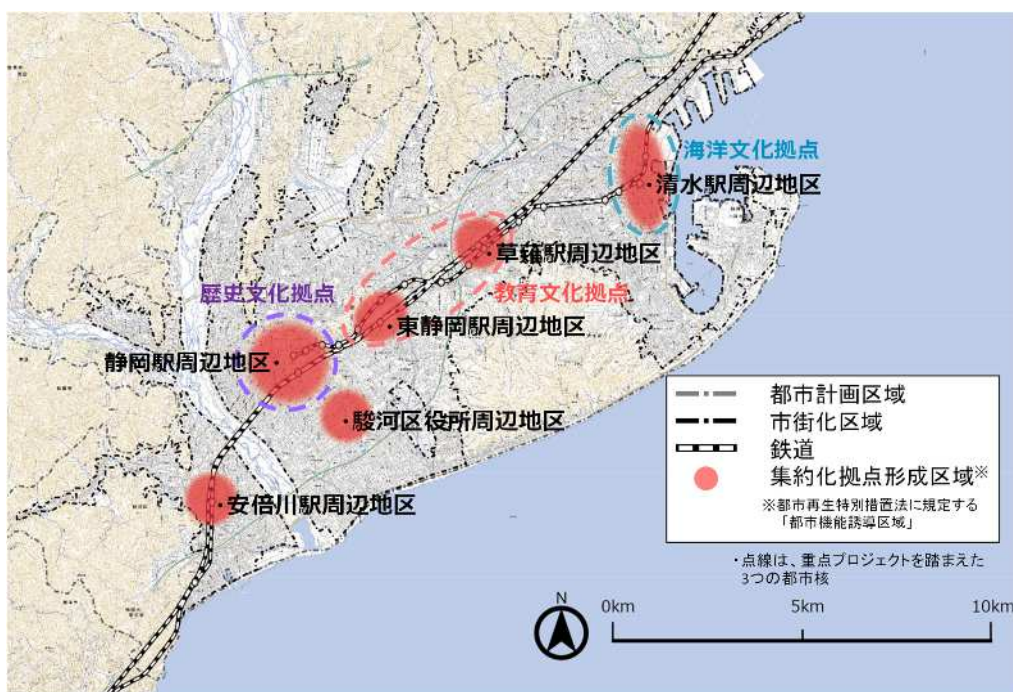


(2) 区域の検討

ステップ1：集約化拠点の中心的な交通結節点等（鉄道駅等）から徒歩などで移動しやすいエリアを検討

都市計画マスタープランにおいて都市拠点に位置づけている「JR静岡駅周辺」、「JR清水駅周辺」、「JR東静岡駅周辺」及び、地域拠点に位置づけている「JR草薙駅周辺」、「駿河区役所周辺」、「JR安倍川駅周辺」の計6つの集約化拠点について、後背圏*1からの来訪者が利用しやすい場所に都市機能を立地させることが重要であることから、各集約化拠点の中心的な交通結節点等（鉄道駅等）から徒歩などで移動しやすいエリアを検討しました。

《集約化拠点形成区域の検討箇所》



《各集約化拠点の中心的な交通結節点等（鉄道駅等）から徒歩などで移動しやすいエリア》

集約化拠点形成区域	集約化拠点の中心的な交通結節点等（鉄道駅等）から徒歩などで移動しやすいエリア
静岡駅周辺地区	・JR 静岡駅、静鉄新静岡駅及び静岡市役所（静岡庁舎）を中心として徒歩などで移動しやすい範囲
清水駅周辺地区	・JR 清水駅、静鉄新清水駅及び静岡市役所（清水庁舎）を中心として徒歩などで移動しやすい範囲
東静岡駅周辺地区	・JR 東静岡駅を中心として徒歩などで移動しやすい範囲
草薙駅周辺地区	・JR 草薙駅を中心として徒歩などで移動しやすい範囲
駿河区役所周辺地区	・駿河区役所を中心として徒歩などで移動しやすい範囲
安倍川駅周辺地区	・JR 安倍川駅を中心として徒歩などで移動しやすい範囲

ステップ2：「施設立地」、「土地利用」、「交通・動線」のほか、「構想・計画」なども踏まえて、区域を具体化

次の要素を検討したうえで、地域としての一体性（用途地域境界、縁辺部の道路まで含めるなど）を考慮して、区域の具体化を行いました。

なお、災害リスクが高いエリアについては、区域に含まないことを原則としていますが、防災対策の構想や計画があり、将来的に災害リスクの低減を見込める場合には、区域に含めることを可能としています。（第6章 防災指針 参照）

《集約化拠点形成区域を具体化する際の検討要素》

項目	集約化拠点形成区域を具体化する際の検討要素
施設立地	各種施設の集積、地域資源*2の分布
土地利用	土地利用転換の推移、低未利用地の分布
交通・動線	都市機能への主なアクセス道路、主な歩行経路、主なバス経路
構想・計画	今後の開発予定、経済・防災等に関わる計画
規制	施設立地に関わる各種規制
地理的条件	幹線道路等による地形的分断
災害リスク	災害の履歴、災害の想定

《各集約化拠点形成区域の設定の考え方》

集約化拠点形成区域	集約化拠点形成区域の設定の考え方
静岡駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務施設が集積する J R 静岡駅周辺・静鉄新静岡駅周辺と、行政・文化施設が集積する駿府城公園周辺を含むように設定。 ・静岡都心の活性化に資する様々な施策を展開している中心市街地活性化基本計画^{*3}の区域、都市再生整備計画事業^{*4}の区域を概ね含むように配慮。 ・市街化調整区域（浅間神社）は除外。
清水駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務施設が集積する J R 清水駅周辺・静鉄新清水駅周辺と、今後開発が予定されるウォーターフロントエリアを含むように設定。 ・清水都心の活性化に資する様々な施策を展開している中心市街地活性化基本計画の区域、都市再生整備計画事業の区域を概ね含むように設定。 ・工業専用地域は除外。 ・津波浸水等が想定されるエリアについては、各種災害対策等を進めていくことにより、リスクが低減していくことを考慮。
東静岡駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・文化施設が集積する J R 東静岡駅周辺と、商業施設が集積する国道 1 号や(都)南幹線の沿道の土地を含むように設定。 ・都市拠点の形成に向けて取組を進めてきた新都市拠点整備事業^{*5}の区域を含むように配慮。
草薙駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務施設が集積する J R 草薙駅・静鉄草薙駅周辺と、公共施設が集積する静鉄御門台駅周辺を含むように設定。 ・文教エリア^{*6}の形成を図るために、J R 草薙駅北側の準工業地域・工業地域も含めて設定。 ・(都)南幹線沿道以南の住居専用地域は除外。
駿河区役所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務施設が集積する駿河区役所周辺を中心に、文化施設が集積する南北のエリアや、商業施設が集積する(都)静岡下島線（石田街道）の沿道の土地も含むように設定。 ・高松浄化センターは除外。
安倍川駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・公共施設が集積する安倍川駅周辺と、商業施設が集積する(都)手越石部線（用宗街道）の沿道の土地を含むように設定。 ・住居系土地利用がなされている丸子川以南と新幹線以西は除外。

※各集約化拠点形成区域における施設立地や土地利用、交通・動線等の状況については、巻末の「資料編（P126～P131）」に掲載しています。

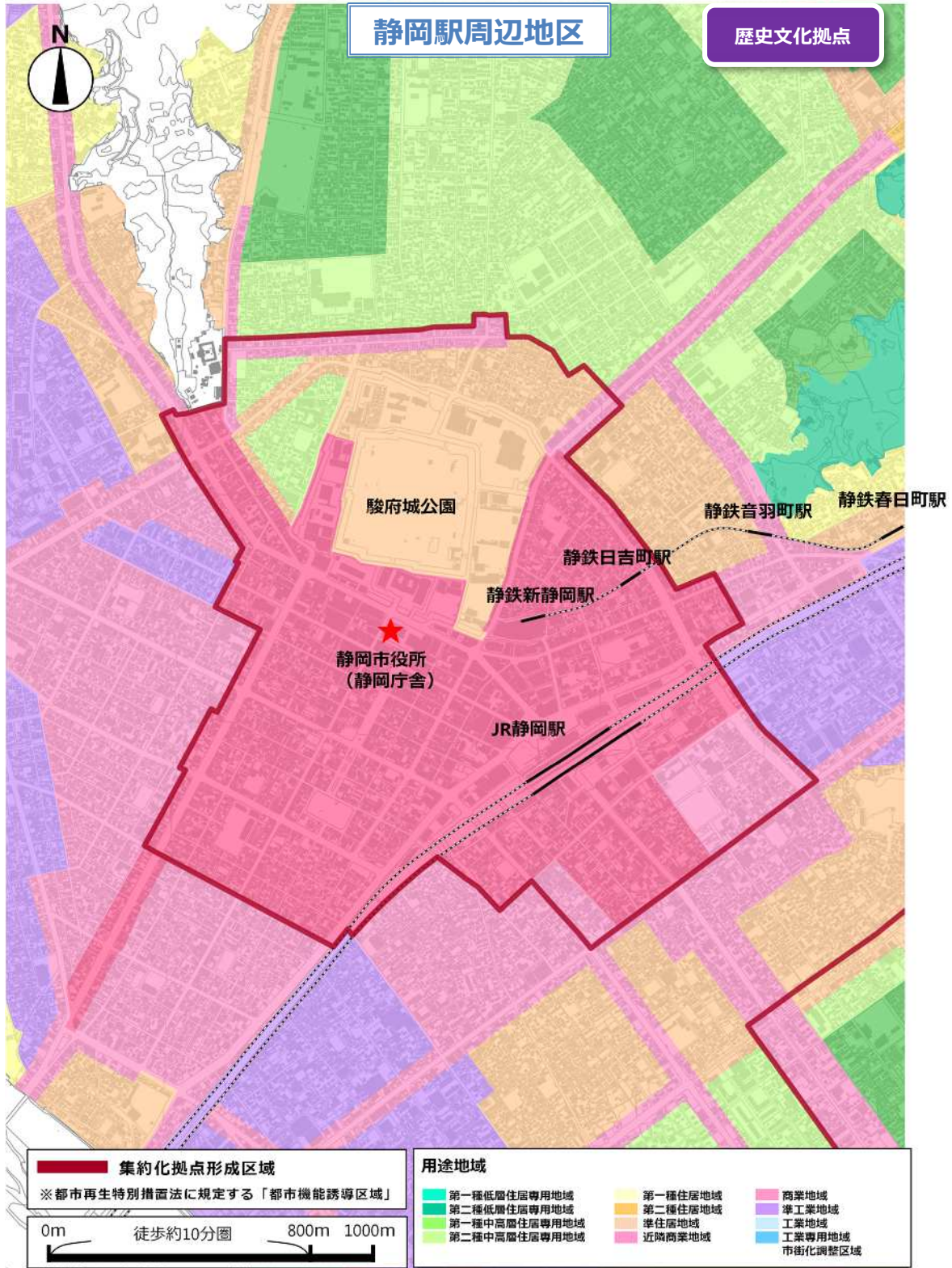
※各集約化拠点形成区域における災害リスクについては、巻末の「資料編（P132～P137）」に、防災力の向上に関する取組については、「防災指針（P96～P97）」、及び「資料編（P138～P142）」に掲載しています。



(3) 区域図

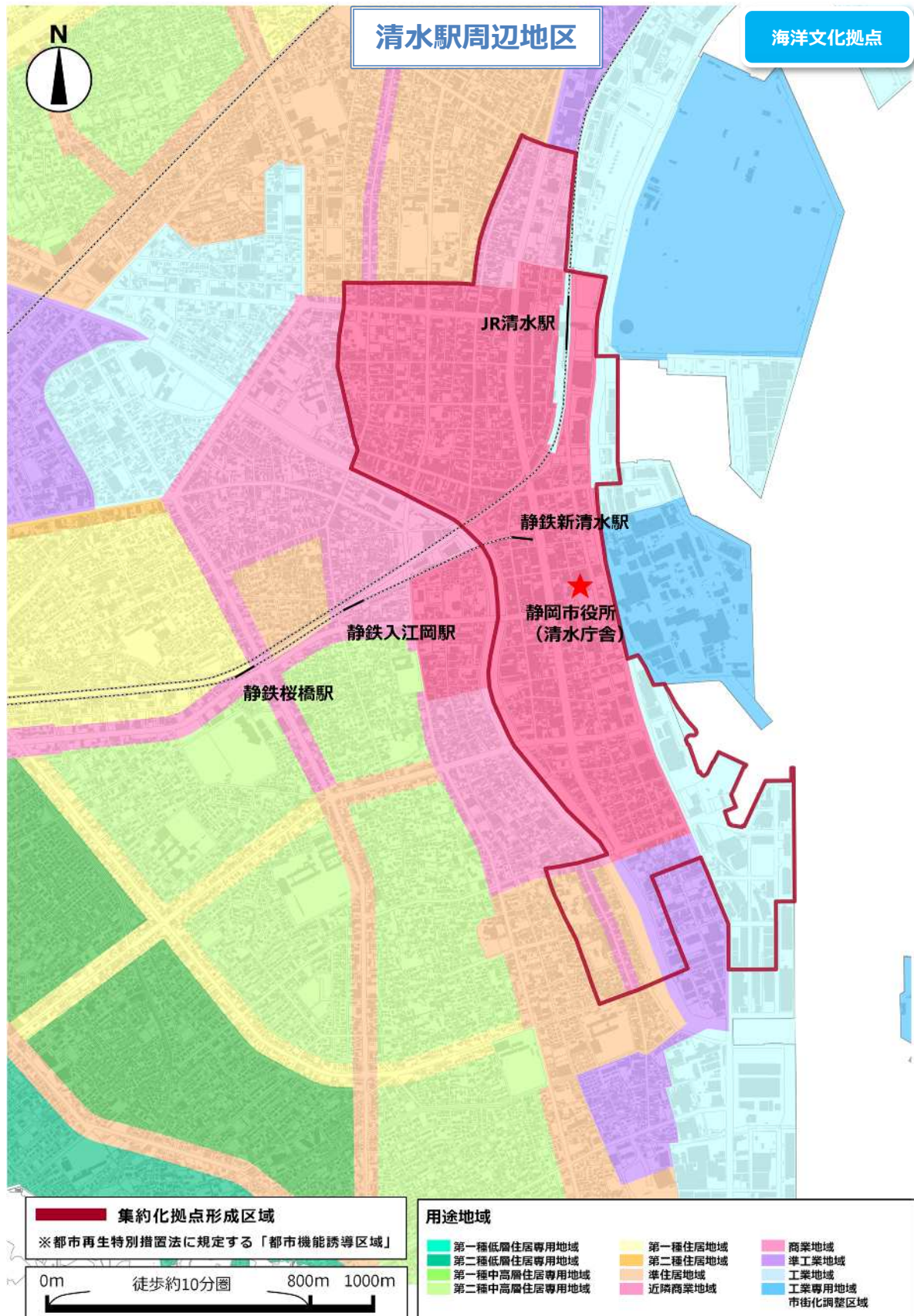
集約化拠点形成区域は、次のとおりです。

《集約化拠点形成区域（静岡駅周辺地区）》

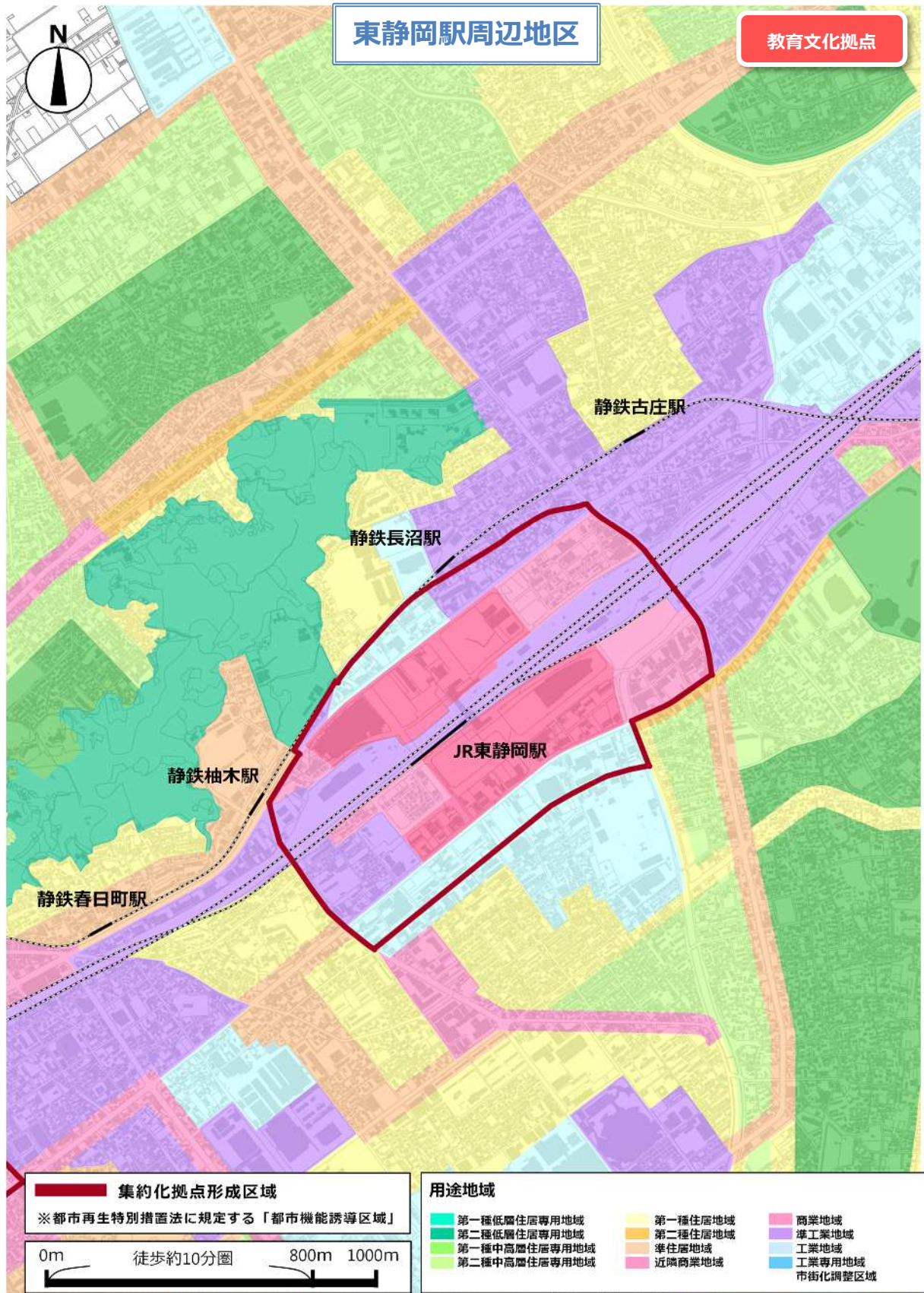


- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 資料編

《集約化拠点形成区域（清水駅周辺地区）》

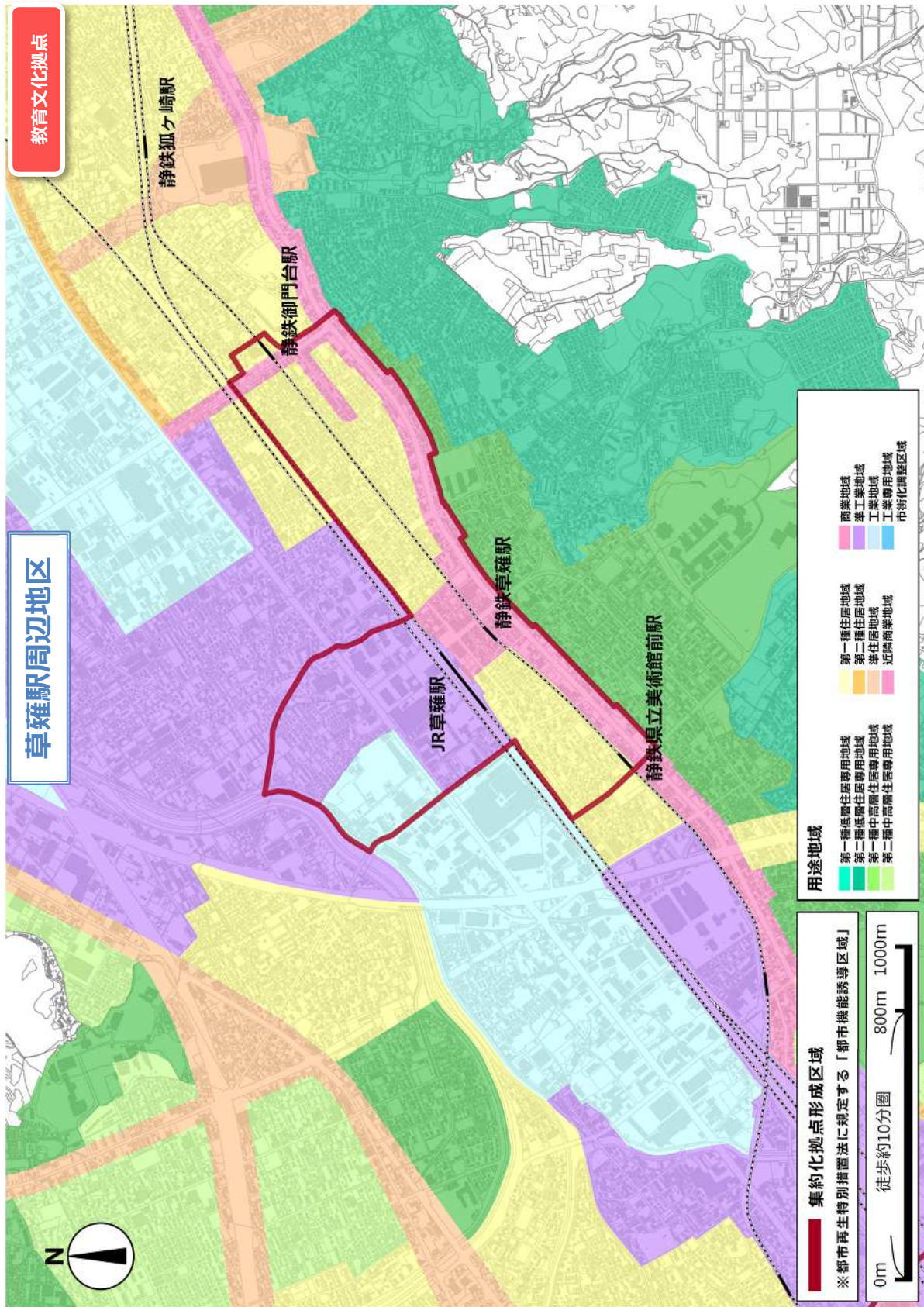


《集約化拠点形成区域（東静岡駅周辺地区）》

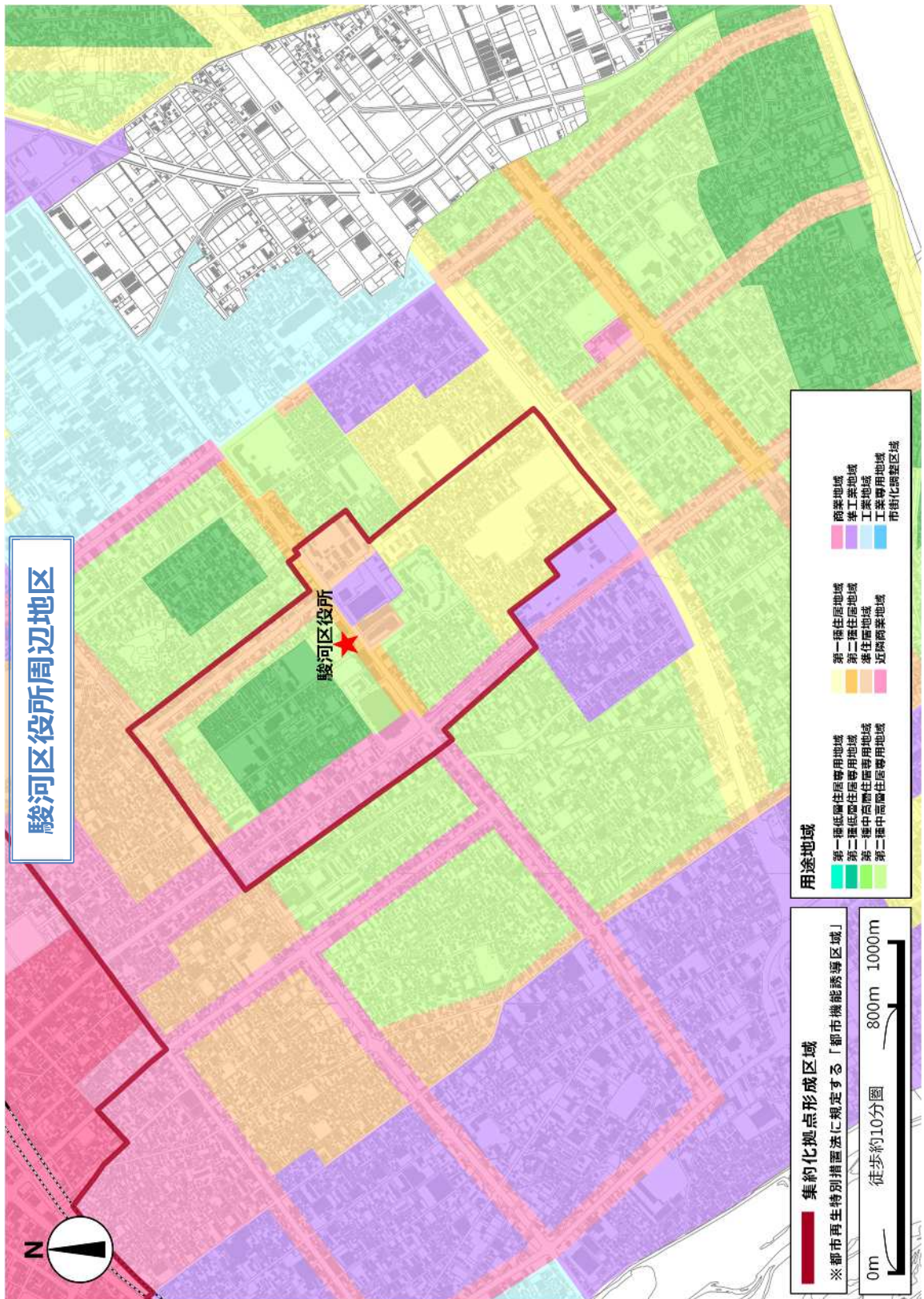


- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 資料編

《集約化拠点形成区域（草薙駅周辺地区）》

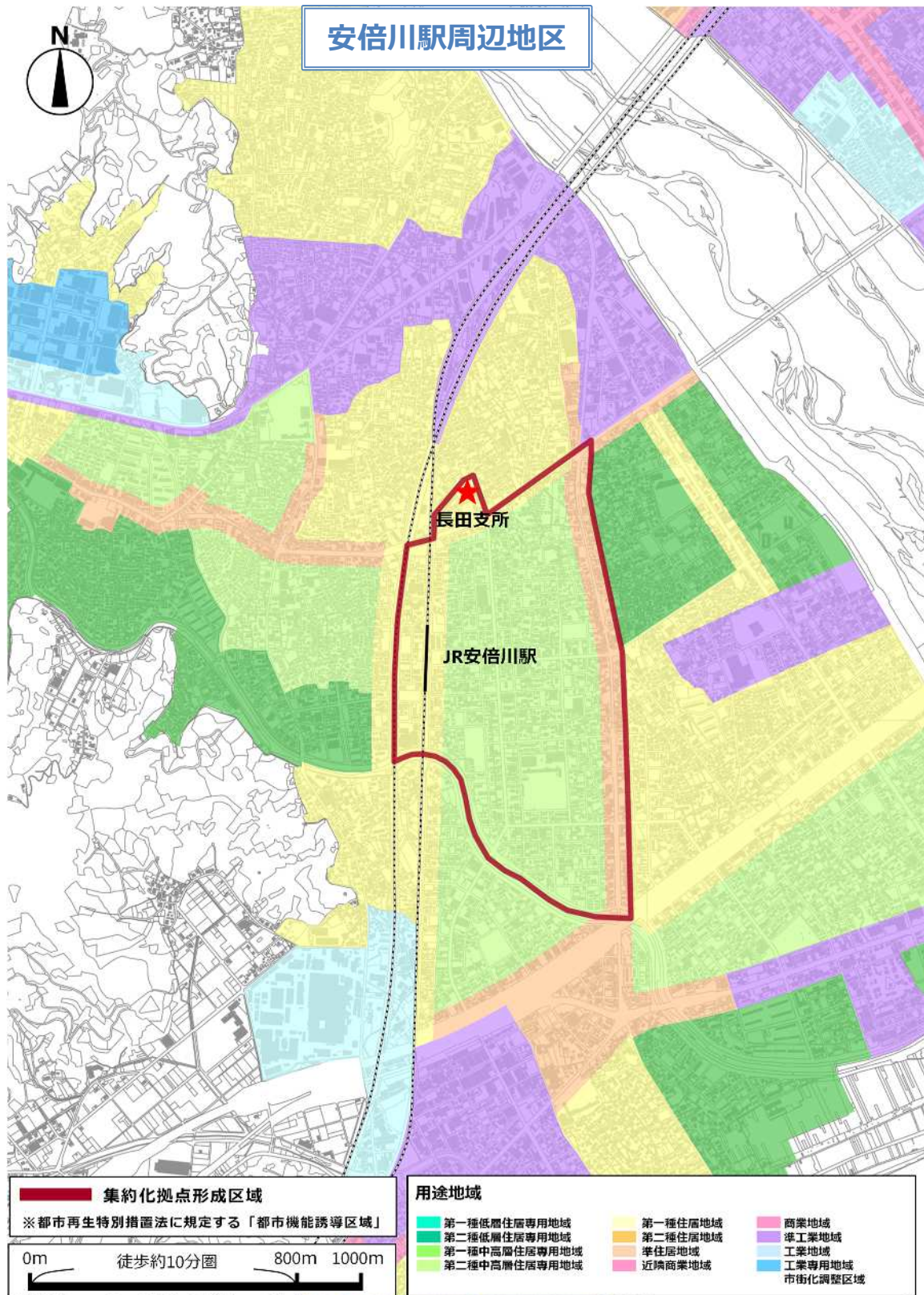


《集約化拠点形成区域（駿河区役所周辺地区）》



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章**
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 資料編

《集約化拠点形成区域（安倍川駅周辺地区）》



4-2. 誘導施設

○誘導施設とは

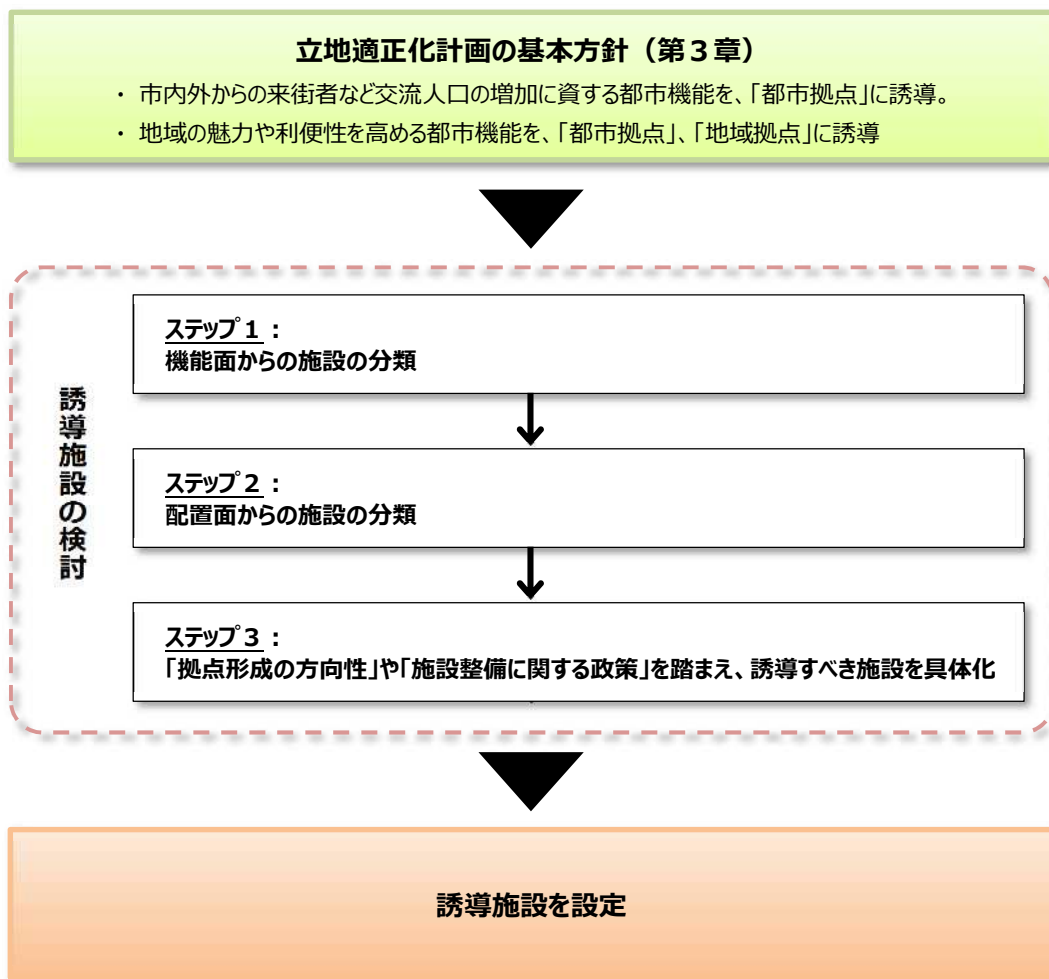
市民の生活の豊かさや利便性の向上、まちのにぎわいを生み出す観点から、集約化拠点形成区域に立地を誘導する（既存施設の維持も含む）施設です。

※誘導すべき施設を示すものであり、整備を約束するものではありません。

(1) 誘導施設設定の流れ

誘導施設は、第3章の基本方針で示した事項を踏まえ、次の流れに沿って設定しました。

《誘導施設設定の流れ》



【検討対象とした施設の種類の】

行政施設、医療施設、子育て支援施設、福祉施設、教育施設、文化施設、商業施設、業務施設、宿泊施設

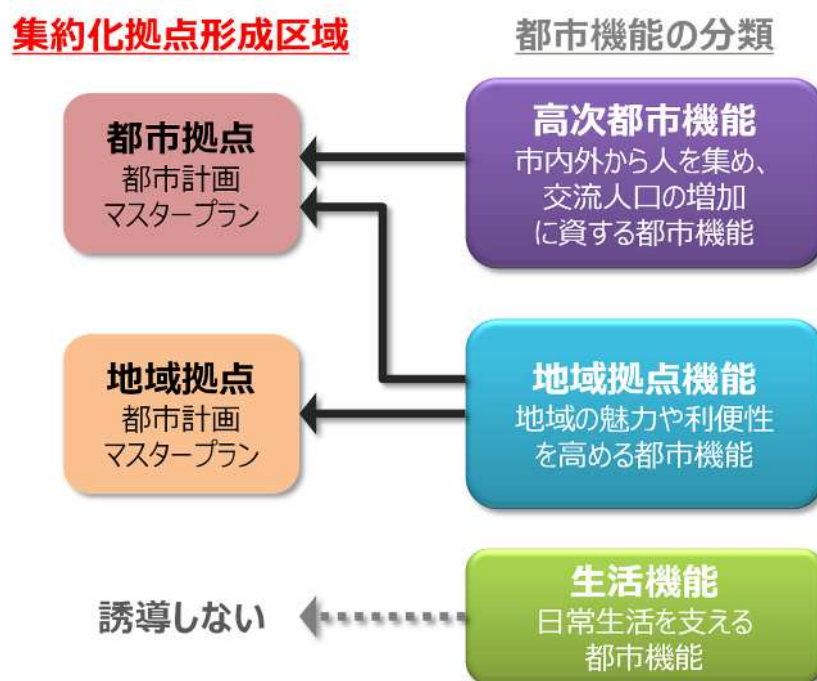
(2) 誘導施設の検討

ステップ1：機能面からの施設の分類

集約化拠点形成区域へ誘導することが考えられる施設を「高次都市機能（市内外からの来街者など交流人口の増加に資する都市機能）」、「地域拠点機能（地域の魅力や利便性を高める都市機能）」、「生活機能（日常生活を支える都市機能）」に分類しました。その上で、集約化拠点形成区域のうち「都市拠点（都市計画マスタープラン）」には「高次都市機能」と「地域拠点機能」を、「地域拠点（都市計画マスタープラン）」には「地域拠点機能」を誘導することを基本としました。

「生活機能」については、居住者の日常生活を支えていくために市街化区域内全域的に立地すべき性質であることから、集約化拠点形成区域への誘導は行わないこととしました。

《機能面からの施設の分類》

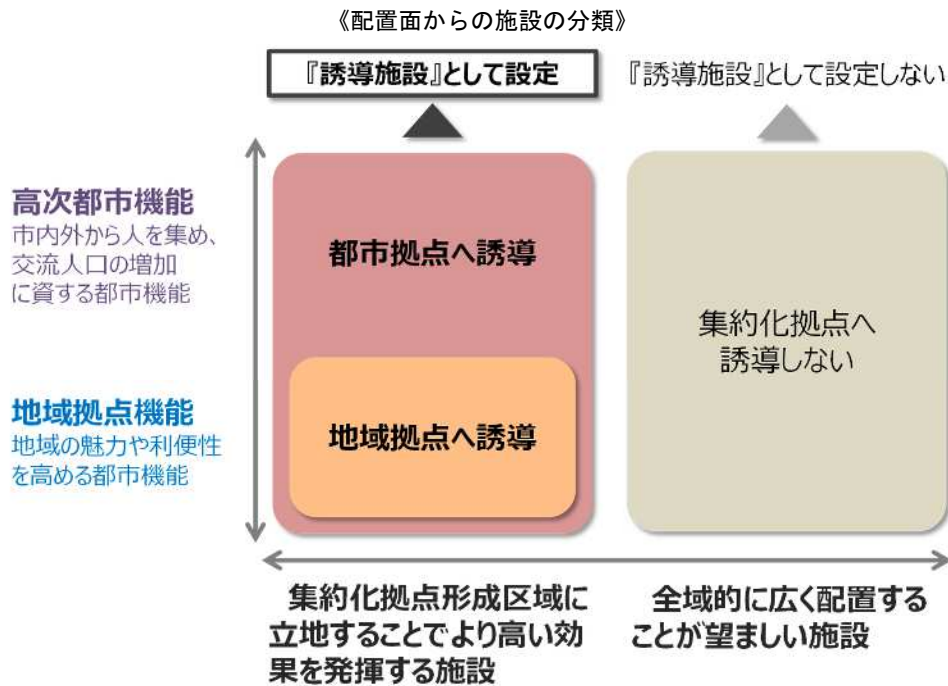


※都市機能の分類の考え方については、巻末の「資料編（P143）」に掲載しています。



ステップ2：配置面からの施設の種類

集約化拠点形成区域に立地することでより高い効果を発揮する施設と、全域的に広く配置することが望ましい施設を分類し、前者に該当する施設を、集約化拠点形成区域に誘導すべき施設の候補としました。



ステップ3：「拠点形成の方向性」や「施設整備に関する政策」を踏まえ、誘導すべき施設を具体化

都市計画マスタープランに示す役割や、拠点の特性・課題を踏まえて、拠点形成の方向性を整理しました。これに加え、施設整備に関する各種政策や現状の充足状況等を踏まえて、各集約化拠点形成区域に誘導すべき施設の具体化を行いました。

公共施設については、「アセットマネジメント基本方針^{*7}」に基づく総資産量の適正化^{*8}などの取組と連携しながら、集約化拠点形成区域に集約することで、市内居住者の共同の福祉や利便の向上、まちのにぎわいの創出を効果的に図ることができる施設を、誘導施設として選定しました。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 資料編

《各集約化拠点形成区域における拠点形成の方向性》

集約化拠点形成区域	都市計画マスタープランに示す役割	特性・課題	拠点形成の方向性
静岡駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を含めた観光の玄関口 ・政治・経済・文化の中心 ・商都としての魅力とにぎわい ・都市型産業の集積 ・買い物や子育て・福祉などの各種機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源が豊富であり、周辺資源を含めた観光の玄関口にもなっている。 ・静岡県の政治・経済・文化の中心として、JR 静岡駅の北側を中心に高次の行政、商業・業務機能が集積。 ・周辺人口の減少、高齢人口の増加が進展する見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源を活かし、交流人口の増加に資する機能を強化。 ・行政、商業・業務、文化の中心としての機能を更新・集積。 ・子育て・福祉環境等を向上。 ・高齢人口の増加への対応。
清水駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・港を活かしたにぎわいのある都市空間 ・行政拠点としての機能 ・商業機能や子育て環境 ・産業及び文化・交流・レクリエーション機能の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・港を活かしたウォーターフロント開発を進めており、このエリアと JR 清水駅周辺との連携したにぎわいの創出が必要。 ・静岡駅周辺地区に次ぐ高次の行政・業務機能が、JR 清水駅周辺に集積。 ・大型商業施設の撤退や空き店舗増加が課題。 ・周辺人口の減少、高齢人口の増加が進展する見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋文化資源を活かし、交流人口の増加に資する機能を強化。 ・行政、商業・業務、文化機能を更新・集積。 ・子育て環境等を向上。 ・高齢人口の増加への対応。
東静岡駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ、観光・国際交流等の情報発信拠点 ・商業・業務機能等の高度な都市機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物駅跡地の再開発により、工業系から住居・商業系への土地利用転換が進行した。 ・今後見込まれる人口の増加に対応した地域拠点機能の強化が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・文化・スポーツ、国際交流、情報発信等の機能を強化。 ・商業・業務機能を強化。 ・子育て環境等、周辺居住者の生活利便性を充実。
草薙駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・文教エリアづくり ・地域サービスを主とする商業・業務機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の周辺には、大学・美術館・図書館など教育文化施設が集積。 ・JR 草薙駅北口周辺には工場が連担しているが、これらの住居・商業系への土地利用転換が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「文教エリア」としてのブランド力向上に向け、教育・文化機能を強化。 ・学生も含めた若い世代が活躍できる環境を向上。
駿河区役所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス機能 ・住民生活を支える商業・業務機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所をはじめ各種行政サービス機能と、大規模商業施設及び歴史文化施設がコンパクトに集積。 ・鉄道がないため、バス交通による公共交通ネットワークが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のコンパクトな機能集積の維持・増進や公共交通施策との連携により、拠点性を向上。 ・歴史文化資源を活かした魅力を向上。
安倍川駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス拠点 ・地域サービスを主とする商業・業務機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・支所をはじめ行政サービス機能が JR 安倍川駅を中心にコンパクトに集積。 ・周辺居住者の利用割合が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス等、地域住民の生活を支える機能を向上。

(3) 誘導施設

各集約化拠点形成区域における誘導施設は、次のとおりです。

《各集約化拠点形成区域における誘導施設》

集約化拠点形成区域		誘導施設	
歴史文化拠点	静岡駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・区役所 ・総合病院 ・子育て支援施設^{*9} ・中央福祉センター^{*10} ・地域福祉推進センター ・大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・専修学校 ・博物館 ・博物館相当施設^{*11} ・大規模ホール ・図書館 ・男女共同参画施設^{*12}
海洋文化拠点	清水駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・区役所 ・総合病院 ・子育て支援施設 ・地域福祉推進センター ・大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・専修学校 ・博物館 ・博物館相当施設 ・大規模ホール ・図書館
教育文化拠点	東静岡駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設 ・大学 ・専修学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模ホール ・図書館
	草薙駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設 ・大学 ・専修学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館
	駿河区役所 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所 ・子育て支援施設 ・地域福祉推進センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館 ・博物館相当施設 ・図書館
	安倍川駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・支所 ・子育て支援施設 ・図書館 	

※誘導施設は、長期的な視点から緩やかに誘導を図るべき施設です。

※誘導施設が集約化拠点形成区域外に立地しないよう規制するものではありません。

※誘導施設の整備に対する本市や国の支援を約束するものではありません。

《誘導施設の定義》

誘導施設	定義
市役所	静岡市の庁舎
区役所	地方自治法第 252 条の 20 に規定する事務所
支所	地方自治法第 252 条の 20 に規定する出張所
総合病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院のうち、病床数が 100 以上で診療科目に内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の 5 科を含む施設
子育て支援施設	児童福祉法第 21 条の 9 に規定する事業を行う施設
中央福祉センター	静岡市中央福祉センター条例第 1 条に規定する施設
地域福祉推進センター	静岡市社会福祉協議会が、市内の地域福祉の推進に必要な各種事業等を展開するための拠点施設
大学	学校教育法第 1 条に規定する大学 (大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含む)
専修学校	学校教育法第 124 条に規定する専修学校
博物館	博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館
博物館相当施設	博物館法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
大規模ホール	客席数 1,000 席以上の多目的ホールを有する施設
図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
男女共同参画施設	静岡市女性会館条例第 1 条に規定する施設

誘導施設と連携して、集約化拠点の形成に寄与する施設を「立地想定施設」とします。
 これらの施設は、都市再生特別措置法に基づく「誘導施設」ではありませんが、集約化拠点形成区域に立地することが望ましい施設として示します。立地想定施設は次のとおりです。

【商業施設、業務施設、宿泊施設】

- 商業施設については、「良好な商業環境の形成に関する条例*13」、及び同条例に基づき定められた「良好な商業環境の形成に関する指針*14」により、静岡駅周辺地区、清水駅周辺地区、東静岡駅周辺地区を核としたコンパクトなまちづくりに沿った施設の立地を誘導します。
- 業務施設については、コンパクトなまちづくりと連携し、静岡駅周辺地区、清水駅周辺地区、東静岡駅周辺地区へ都市型産業施設の誘導を図ります。
 また、産業支援関連施設（産学交流センター、文化・クリエイティブ産業振興センター、清水産業・情報プラザ等）については、引き続き、静岡駅周辺地区、清水駅周辺地区での立地の維持を図ります。
- 宿泊施設については、コンパクトなまちづくりと連携し、静岡駅周辺地区、清水駅周辺地区、東静岡駅周辺地区へ誘導を図ります。

《各集約化拠点形成区域における立地想定施設》

集約化拠点形成区域		立地想定施設 【商業施設、業務施設、宿泊施設】
歴史文化拠点	静岡駅周辺地区	・買回品専門店 ・大型百貨店 ・都市型産業施設 ・産業支援関連施設 ・宿泊施設
海洋文化拠点	清水駅周辺地区	・専門店、大型スーパー ・大型専門店、飲食、物産店(集客、交流をターゲットにしたもの) ・都市型産業施設 ・産業支援関連施設 ・宿泊施設
教育文化拠点	東静岡駅周辺地区	・買回品大型専門店 ・最寄品総合スーパー ・都市型産業施設 ・宿泊施設
	草薙駅周辺地区	・買回品専門店、量販店 ・最寄品総合スーパー
	駿河区役所周辺地区	・買回品専門店、量販店 ・最寄品総合スーパー
	安倍川駅周辺地区	・専門店、中型スーパー

※上記の表に示す立地想定施設（商業施設、業務施設、宿泊施設）は、都市再生特別措置法に規定する「誘導施設」ではありません。事前届出の対象外です。

4-3. 集約化拠点形成のための取組

集約化拠点形成区域内に誘導施設の立地を誘導し、集約化拠点の形成を図るための重点的な取組は次のとおりです。なお、項目は、「各種施設の集積促進に関する取組」、「中心市街地の活性化に関する取組」、「交通ネットワークの形成に関する取組」、「防災力の向上に関する取組」、「その他の取組」の5つに分類しました。

【集約化拠点形成区域（各地区共通）】

集約化拠点形成区域への誘導施設の立地を誘導するとともに、市民がそれら施設のサービスを楽しみやすくなるよう、各種施設の集積促進や交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。また、安全・安心に都市活動を行えるよう、防災力の向上に関する取組も実施していきます。

《集約化拠点形成区域（各地区共通）における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物施設群別マネジメント方針^{*14}に基づく公共施設再編（公共施設の統合・複合化） 土地利用規制の見直しの検討（都市機能の計画的誘導） 地区計画活用の検討（道路や公園等の地区施設の確保） 良好な商業環境の形成に関する条例の運用（魅力的な商業環境の形成）
交通ネットワークの形成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画に基づく取組（公共交通の優先） 静岡市のみちづくりに基づく取組（みちとまちが一体となった空間づくり） 集約化拠点形成区域へのアクセス性を高める道路・街路事業 自転車走行空間ネットワーク整備の推進（自転車通行空間の確保と駐輪対策）
防災力の向上に関する取組 * 第6章 防災指針も参照	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画^{*15}に基づく取組（都市の防災構造化の推進） 防災都市づくり^{*16}の取組（災害時にも都市機能を維持できる都市づくり） 浸水対策推進プラン^{*17}に基づく取組（河川・下水道の排水施設の増強） 浸水ひなん地図による情報提供
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市スマートシティビジョンに基づく取組 地域まちづくり推進条例^{*18}の運用（拠点性を高める土地利用の推進） みどり条例^{*19}の運用（公共建築物、事業所等の緑化の推進） みどりの基本計画^{*20}に基づく取組（安全や環境に配慮したみどりのネットワークと拠点の形成） 景観計画に基づく取組（地区の個性を活かした賑わいと活力ある景観形成） 都市再生推進法人と連携した、エリアマネジメント^{*21}の推進

集約化拠点形成区域を定めることで活用可能となる国の支援措置や都市計画上の特例措置を含め、今後も集約化拠点の形成を図るための取組を検討していきます。

※地域防災計画、防災都市づくり、浸水対策推進プランの概要については、巻末の「資料編（P138～P142）」をご参照ください。



歴史文化拠点

【静岡駅周辺地区】

歴史文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化の中心としての機能の更新・集積、子育て・福祉環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。

《静岡駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史文化施設整備 ・ 市民文化会館再整備 ・ 都市再開発方針*22に基づく市街地再開発事業*23 ・ 都市再開発方針に基づく優良建築物等整備事業*24 ・ 生涯活躍のまち静岡（CCRC*25）構想の推進 ・ 大学・専修学校誘致の促進 ・ 都市型産業施設誘致の促進（企業立地促進助成制度*26等）
中心市街地の活性化に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に基づく取組 ・ 静岡駅南口周辺整備 ・ 歩いて楽しいまちづくり（まちなかウォークブル）の推進 ・ 駿府城公園エリアの整備 ・ 駿府城公園「桜の名所」づくり ・ エリアマネジメントの推進
交通ネットワークの形成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ シェアサイクルの普及促進

《イメージ》



【清水駅周辺地区】

海洋文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化機能の更新・集積、子育て環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。

また、津波浸水に対する防災力の向上に関する取組についても併せて実施していきます。

《清水駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋文化拠点施設整備 ・ 清水庁舎再整備 ・ 大学・専修学校誘致の促進 ・ 都市型産業施設誘致の促進（企業立地促進助成制度等）
中心市街地の活性化に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に基づく取組 ・ 清水都心ウォーターフロント活性化の推進
交通ネットワークの形成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ シェアサイクルの普及促進 ・ バリアフリー*27 道路特定事業
防災力の向上に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波防災地域づくり推進計画*28 に基づく取組（減災、強靱化、体制、自助・共助等の総合的な取組）

※津波防災地域づくり推進計画の概要については、巻末の「資料編（P142）」をご参照ください。

《イメージ》





【東静岡駅周辺地区】

教育文化拠点

教育・文化・スポーツ、国際交流、情報発信等の機能の強化、子育て環境等、周辺居住者の生活利便性の充実のため、各種施設の集積促進に関する取組を実施していきます。

《東静岡駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東静岡市有地利活用 ・ 「文化力の拠点」整備 ・ 大学・専修学校誘致の促進 ・ 都市型産業施設誘致の促進（企業立地促進助成制度等）
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東静岡地区景観形成基本方針^{*29}の運用

【草薙駅周辺地区】

教育文化拠点

「文教エリア」としてのブランド力向上に向けた、教育・文化機能の強化、学生も含めた若い世代が活躍できる環境の向上のため、各種施設の集積促進に関する取組、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。

《草薙駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草薙駅周辺整備 ・ 大学・専修学校誘致の促進
交通ネットワークの形成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー道路特定事業
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元エリアマネジメント団体による産学民官連携のまちづくり

《イメージ》



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

【駿河区役所周辺地区】

現状のコンパクトな機能集積を維持・増進することによる拠点性の向上、歴史文化資源を活かした魅力の向上のため、各種施設の集積促進に関する取組を実施していきます。

《駿河区役所周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	・ 生涯活躍のまち静岡（CCRC）構想の推進

《生涯活躍のまち静岡（CCRC）駿河共生地区のイメージ》



【安倍川駅周辺地区】

行政サービス等、地域住民の生活を支える機能の向上のため、各種施設の集積促進、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。

《安倍川駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	・ 安倍川駅周辺整備
交通ネットワークの形成に関する取組	・ バリアフリー道路特定事業

用語解説（第4章）

*1：後背圏

各拠点に訪れる人が多く住む圏域のこと。

*2：地域資源

自然資源や人工資源の他、その地域ならではの特徴的な伝統・文化など、地域の強みとなるものこと。

*3：中心市街地活性化基本計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために市町村が策定する計画のこと。

中心市街地の活性化に関する法律に基づく。

*4：都市再生整備計画事業

市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するための交付金を交付する制度。都市再生特別措置法に基づく。

*5：新都市拠点整備事業

1985年に旧建設省で創設された都市整備を行うための事業。

*6：文教エリア

学校、図書館、博物館等の教育文化施設が集まっているエリア。

*7：アセットマネジメント基本方針

本市にある公共施設を最大限に有効活用することを目指した基本方針のこと。具体的な公共施設マネジメントを実行することにより、健全で持続可能な都市経営の実現を図ることを目指している。

*8：総資産量の適正化

公共施設のあり方や必要性について、市民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現していくこと。

*9：子育て支援施設

一時預かり事業などの児童の健全な育成に資するための事業や、地域の实情に応じきめ細かな福祉サービス事業を行っている施設。

*10：中央福祉センター

社会福祉団体等の育成を図るための活動の場を提供、車いすの貸し出し、福祉情報等の提供など福祉を推進する施設。

*11：博物館相当施設

博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館とは異なり、登録要件（設置主体）に制限がない施設。

*12：男女共同参画施設

「男女共同参画社会」実現のための学習や活動の拠点となる施設。

*13：良好な商業環境の形成に関する条例・指針

商業施設の建築等について、市民の意見を反映する機会を設けるとともに、良好な商業環境の形成に資するよう誘導する手続を定めるもの。

*14：公共建築物施設群別マネジメント方針

本市が保有する公共建築物を、学校や市営住宅等といった提供するサービスごとに区分し、各々を施設群とした上で、その公共建築物の設置目的、施設配置及びマーケット状況等を示したもの。

*15：地域防災計画

災害対策基本法に基づき、本市内における災害の予防と対策について、本市及び行政区内の防災関係機関の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めたもの。

*16：防災都市づくり

防災という緊急課題に対応するための、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりのこと。

*17：浸水対策推進プラン

「災害に強く安心、安全に暮らせるまち」を目指し、今後の浸水対策を計画的かつ重点的に進め、浸水被害の早期軽減を図るための計画。

*18：地域まちづくり推進条例

地域住民が主体となり、その意向に基づくまちづくりを前提とした土地利用の推進を図るために必要な事項が定められている条例。

*19：みどり条例

本市のみどりの保全と緑化の推進に係る「基本理念」をはじめ、市・市民・事業者の「責務」や具体的な施策となる「保存樹木等」「公共建築物、事業所等の緑化」「市民等との協働」を示す条例。

*20：みどりの基本計画

都市における総合的なみどりのマスタープラン。都市緑地法に基づく。

*21：エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

*22：都市再開発方針

本市の既成市街地の再整備を計画的に推進・誘導していくための、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープラン。

*23：市街地再開発事業

都市機能上の様々な問題を抱える市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備等を一体的かつ総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするもの。都市再開発法に基づく。

*24：優良建築物等整備事業

市街地の環境改善に資する任意の民間再開発事業に対して補助を行う制度。

***25 : CCRC**

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「街なか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの。(Continuing Care Retirement Community)

***26 : 企業立地促進助成制度**

市内への企業進出や市内企業の定着を促進し、地域産業の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、本市が独自に設けた助成制度。

***27 : バリアフリー**

段差などの障害物や障害となる要素がない状態のこと。

***28 : 津波防災地域づくり推進計画**

津波災害から市民の生命や身体を守る、安心、安全なまちを実現するための計画。津波防災地域づくりに関する法律に基づく。

***29 : 東静岡地区景観形成基本方針**

本市の豊富な景観資源を活かし、静岡市らしい良好な景観形成を推進するための基本的な考え方や、取り組み方をまとめたもの。